



第123回養父市議会定例会における追加議案について

第123回養父市議会定例会において、追加議案として上程します。

- 1 議案 第123回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおりです。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課

課長 和田 久仁彦 担当者 羽瀧 裕之

電話 079-662-3161

第123回 養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和6年9月9日

議案番号	案 件 名
議案第45号	養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

提 案 理 由

議案第45号 養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、令和5年6月9日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正及び関係政令が公布され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することが令和6年12月2日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、令和6年12月2日などである。

【改正内容】

国民健康保険被保険者証の返還に係る規定の改正等を行うもの

議案第45号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月9日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険条例（平成16年養父市条例第152号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一部負担金）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が<u>診療報酬</u>の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の<u>項注6</u>又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の<u>項注11</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し、</u>10万円以下の過料を科する。</p>	<p>（一部負担金）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が<u>療養報酬</u>の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の<u>項注4</u>又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の<u>項注7</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、</u>10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。